



第250号

SNSで勧誘される詐欺的な暗号資産の投資話 ～被害回復は困難です！～

【相談事例】

SNSのアカウントに知らない異性から連絡があり、別のSNSでやり取りしようと誘われた。数日間メッセージのやりとりをした後、暗号資産の投資を勧められた。国内の暗号資産取引所で自分名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に交換した。

その後、海外の暗号資産取引所の指定口座に送金し、別の暗号資産に交換するよう指示され、交換した。

預けた暗号資産を出金しようとしたら、認証金の支払いを追加で求められ、いつまでも出金できない。



アドバイス

- ・SNSなどで知り合った面識のない相手から暗号資産等の投資を勧められたら、詐欺的な投資話を疑ってください。
- ・暗号資産交換業を行う事業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。事前に必ず金融庁のウェブサイトで登録の有無を確認してください。同サイトには、無登録業者として警告がなされた業者の掲載もあります。無登録業者とは取引しないでください。
- ・暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ取引相手が登録業者でも、こうしたリスクや契約内容を十分に理解できなければ契約をしないでください。
- ・いったん振り込んでしまうと、被害回復は極めて困難です。相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、すぐに消費生活センターや最寄りの警察（警察相談専用電話「#9110」番）に相談してください。

※困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口に相談してください。
消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。